

分類	項目	現内容	改正内容															
賃金	諸手当 (職務手当)	安全管理者に指定	月額 1,600 円	月額 3,000 円														
		衛生管理者に指定	月額 2,400 円	月額 3,000 円														
		危険物の保安の監督をする者に指定	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		計量管理員に指定	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		施工技術の専任者として登録	—	月額 3,500 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		一級建築士として登録	—	月額 3,500 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		第一種電気主任技術者	—	月額 3,300 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		第二種電気主任技術者	—	月額 1,500 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		自動車検査員として選任	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		整備主任者として選任	—	月額 1,100 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		整備管理者として選任	—	月額 1,100 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		公害防止管理者として選任	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		総合旅行業務取扱管理者として選任	—	月額 6,000 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		国内旅行業務取扱管理者として選任	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		設計管理者として選任	—	月額 5,000 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		放射線取扱主任者として選任	—	月額 1,700 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		指令業務に従事する者	月額 4,800 円	月額 5,000 円														
		運輸関係指令の業務に従事する者	月額 5,600 円	月額 6,000 円														
		運輸関係指令の業務に従事する者で特に指定された指令長	月額 6,400 円	月額 7,000 円														
		運転整理員に指定された者	—	月額 5,000 円 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
		駅長・区長・所長及び工場長	—	月額 7,000 円														
		乗務員指導管理者	—	月額 7,000 円														
		勤務単位の職務手当 (工事責任者・作業責任者等)	—	100 円/勤務1回 (定年退職時資格級が P 職のみ適用)														
助役	月額 6,400 円 ※シニア職務加算	月額 6,400 円 ※シニア職務加算を廃止し同額を支払う																
諸手当	エリア内出向手当	—	支社等エリア内出向者 (月額 3,000 円)															
	復旧警備作業手当	—	異常時災害対応 (300 ~ 600 円/時)															
	深夜勤務等手当	—	深夜にかかる拘束等 (600 ~ 2,500 円/勤務1回)															
	乗務員手当	—	乗務割の制により勤務した場合 (A加給、B加給、C加給など)															
	災害等特別出勤手当	緊急呼出金	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼出通知等時刻</th> <th colspan="2">出勤回数</th> </tr> <tr> <th>2回目まで</th> <th>3回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深夜帯</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>20時から翌7時までのうち 深夜帯を除く時間</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>前各号以外</td> <td>3,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	呼出通知等時刻	出勤回数		2回目まで	3回目以降	深夜帯	5,000 円	6,000 円	20時から翌7時までのうち 深夜帯を除く時間	4,000 円	5,000 円	前各号以外	3,000 円	4,000 円	3,000 円 ~ 6,000 円 / 出勤1回 ※緊急呼出金を廃止し同額を支払う
	呼出通知等時刻	出勤回数																
		2回目まで	3回目以降															
	深夜帯	5,000 円	6,000 円															
	20時から翌7時までのうち 深夜帯を除く時間	4,000 円	5,000 円															
	前各号以外	3,000 円	4,000 円															
瑞風勤務手当	—	瑞風クルー形での勤務時 (750 円/時間)																
割増賃金 (祝日等に勤務した場合)	勤務割により祝日等に勤務	100 円/時 (勤務時間全て)	勤務割により祝日等に勤務 (割増単価の 35/100、正規の勤務時間内に限る) ※祝日等勤務加算を廃止															
特殊勤務手当の割増	—	勤務時間外等に復旧警備作業手当の支払いを受ける勤務に従事 (割増単価の 30 / 100 ~ 80/100)																
勤務単位の職務手当の割増	—	勤務時間外等に職務手当の支払いを受ける場合 (割増単価の 30 / 100 ~ 80/100) ※ (定年退職時資格級が P 職のみ適用)																
旅費	乗務旅費	—	乗務員 (乗務員指導含む) が乗務旅行する場合 (日当) 管内: 350 円 管外: 550 円 (宿泊料): 8,000 円															
休職	病気休職	—	当該雇用契約期間以内															
	待命休職	—	当該雇用契約期間以内で必要な期間															
	自己都合休職	—	当該雇用契約期間以内で許可した期間															
	公職休職	—	当該雇用契約期間以内の在任期間内で休職が適当と認めた期間															
	刑事休職	—	当該雇用契約期間以内の裁判所に係属する期間内で休職が適当と認めた期間															
厚生	住宅補給金 (賃貸)	月額 5,000 円	改正なし															
	短日数勤務支援金	—	短日数勤務制度のみを利用して勤務し、小学校就学前の子を保育所等に預ける場合 (6,000 円又は保育所利用額のいずれか低い額)															
有給休暇	選挙休暇	—	選挙権の行使に必要な時間															
	育児休暇	法令どおりの時間を「支障」で承認	生後満1歳に達しない生児を育てる女性シニア社員等が育児時間を請求した場合 (1日2回各30分以内)															
	養生休暇	無給 (毎潮2日まで) 欠給 (3日目~)	有給 (毎潮2日まで) 無給 (3日目~)															
	結婚休暇	—	結婚する場合 5日以内															
無給休暇	私傷病休暇	必要な期間	継続 90日以内															
	立候補休暇	—	公職に立候補する場合公示 (告示) から投票日前日まで必要な期間															
	公職休暇	—	地方公共団体の公職に就任し議会又は法令に定める委員会に出席する場合で必要な日数															
	診査休暇	「支障」で承認	妊娠中又は産後1年を経過しないシニア社員等が保健指導等を受ける場合															
	出産休暇	「支障」で承認	妊娠中又は産後1年を経過しないシニア社員等が就業困難な場合															
	ボランティア休暇	—	ボランティア活動に従事する場合 各年度に5日以内															
	看護休暇	小学校就学前の子を看護等する場合、各年度5日以内	小学校就学前の子を看護等する場合 必要な時間又は日															
	介護予防サポート休暇	—	要支援、要介護の認定家族を介護する場合 各年度5日以内															
育児休職等規定	育児短日数勤務	—	小学校3年生まで (2日、4日、乗務員のみ8日)															
その他	雇用の契約終了	①雇用契約期間が満了し契約を更新しない場合 ②死亡した場合 ③契約解除を申し出て会社が承認した場合 ④3日間継続して会社の承認を得ないで欠勤した場合 ⑤90日間継続して私傷病により欠勤した場合	①雇用契約期間が満了し契約を更新しない場合 ②死亡した場合 ③契約解除を申し出て会社が承認した場合 ④3日間継続して会社の承認を得ないで欠勤した場合 ⑤病気休職又は自己都合休職の休職期間満了後なお復職出来ない場合 ⑥国務大臣、国会議員又は地方公共団体の長に就任した場合															
	提案されていない手当・制度等	昇給・退職手当・エリア手当・扶養手当・勤務地手当・初任給調整手当・広域出向等手当・住宅補給給金 (持家)・永年休暇 等																